

令和6年度岐阜県介護サービス情報の公表計画

1 報告に関する計画 （介護保険法施行令第37条の2の3、介護保険法施行規則第140条の48）	
①計画の基準日	令和6年1月1日
②計画の期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
③報告の対象となる介護サービス事業者	<p>介護サービスの種類（介護保険法施行規則（以下「省令」という）第140条の43）</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（省令第14条第四号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第四号に掲げる診療所に係るものを除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>対象となる事業者</p> <p>ア 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者（みなし指定を除く。）</p> <p>イ 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額（利用者負担を含む。）が100万円を超える事業者</p>
④報告の提出先	<p>介護サービス情報報告システム (https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/21/) により報告を行う。当該システムによる報告ができない事業者は、岐阜県指定情報公表センターが示す調査票様式に記入し、原則として電子メールで公表センターへ提出すること。</p> <p>岐阜県指定情報公表センター： 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会</p>
⑤介護サービス事業者ごとの報告の提出期限	別紙「令和6年度 介護サービス情報の公表制度 対象事業者」のとおり
2 調査に関する計画 （介護保険法第115条の35第3項、介護保険法施行規則第140条の47）	
① 調査事務計画の期間	令和6年11月1日から令和7年3月31日
②調査事務の対象となる事業者及び時期	<p>調査指針に基づき、1③イに該当する事業者が次のいずれかに該当する場合に随時行うことができることとする。</p> <p>ア 介護サービス事業者自らが調査を希望するとき。</p> <p>イ 報告された介護サービス情報の内容に虚偽が疑われ、知事が調査が必要と認めるとき。</p> <p>ウ 介護サービス情報の報告について、県の指示・指導に従わないとき。</p>
④調査の方法	県が介護サービス事業者を訪問することにより行うことを原則とする。
3 情報公表事務に関する計画 （介護保険法施行令第37条の11、介護保険法施行規則第140条の60）	
①情報公表事務計画の期間	令和6年11月1日から令和7年3月31日
②情報公表事務の対象となる事業者	1③報告の対象となる介護サービス事業者
③介護サービス事業者ごとの公表を行う月	別紙「令和6年度 介護サービス情報の公表制度 対象事業者」のとおり
④報告の受理に関する事項	報告の受理は、介護サービス情報報告システムにより行う。
4 その他	
①介護サービス情報の更新の取扱い	介護保険法施行規則別表第1の一（法人等に関する事項）及び二（事業所等に関する事項）に係る情報の内容に変更があった場合には、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。
②是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い	岐阜県知事から、介護保険法第115条の35第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者にかかる介護サービス情報については、岐阜県知事の指示により、調査又は公表を行う。